

豊中市在宅重度障害者介護料支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）により豊中市において生活保護を受給する被保護者のうち、在宅重度障害者にかかる介護料の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 在宅重度障害者介護料（以下「介護料」という。）の支給対象者は、在宅生活を維持するにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による支援費の支給を受けることによってもなお介護が充足されず、生活保護法により「生活扶助（障害者加算他人介護料）の特別基準設定者」として當時他人の介護を要することが認められた者とする。

(支給申込み)

第3条 介護料の支給を受けようとする者は、「在宅重度障害者介護料支給申込書（様式第1号）」を市長に提出する。

(支給決定)

第4条 市長は、前条の申込みに基づき、介護料の支給の可否を決定し、その旨を「在宅重度障害者介護料支給決定通知書（様式第2号）」により申込者に通知する。

(介護料の額)

第5条 介護料の額は月額13,000円とする。ただし、支給の始期および終期が月の途中である場合は、日割り計算にするものとする。

(介護料の支給)

第6条 介護料の支給は、第4条の支給決定を行ったときから開始し、第2条の支給要件に該当しなくなった日の属する月をもって終わる。

(介護料の返還)

第7条 虚偽の申込み等により介護料の支給を受けた者があると認められるときは、既に支給した介護料の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 前各条に規定するもののほか、介護料の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

様式第1号

在宅重度障害者介護料支給申込書

年 月 日

(あて先) 豊中市長

申込者

住 所 豊中市_____

氏 名 _____

下記のとおり、在宅重度障害者介護料の支給を申し込みます。なお、受給のうえは、
下記介護者にこれを支弁します。

記

1. 介護を受ける者

住所	豊中市
氏名	

2. 介護者

住所	
氏名	

3. 介護を受けた期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4. 支給申込金額 円

5. 申込理由

6. 地区担当員の意見

以 上

豊 福 福 第 号
令和 年(年)月 日
様

豊中市長

在宅重度障害者介護料支給決定通知書

令和 年 月 日付で支給申込みのあったことについて、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

1. 在宅重度障害者介護料の支給決定の内容

(1) 支給決定額

月額 円 (ただし、月の途中の場合は日割り計算による)

令和 年 月分 ~ 令和 年 月分

計 円

(2) 支給予定年月日

令和 年 月 日 ()

2. 在宅重度障害者介護料支給の条件

この介護料の支給の趣旨に違反し、もしくは、介護料を他の目的に充当した場合は、介護料支給の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対し審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、豊中市を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において豊中市を代表する者は、豊中市長です。ただし、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずにこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
② 決定、決定の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。